泉之水

麟之巻

山城国地誌

内閣文庫

京の名所 巻之

洛下 秋里舜福湘夕編

平安城興基

冬夏穴居の時ハ知らず。人皇ハ肇 神武天皇天下ハ王たるの
端ハ神代ハ蹤を継ぎ国宮殿を都ハ定ム。古時天下
草昧にして封域い備ず定らず。東征の後初て都を大和国橿原宮に
定ち。国を。爾後四門を開き八方を朝せ。畿内山代国乃造ハ
阿多根命ハ居給ひ。諸社根元記ハ日山城国ハ日本の正中にして
高天原を隠しの重地と。又天文の度数を考るに当国ハ
北極を考るに三十五度半強ハ
陸奥国津軽に於ハ北極を考るに四十一度
九州肥後にハ三十一度

内閣文庫

離嶋秋里先生輯
下河邊拾水圖画

同 梓

京の名所 圖二面 書貳州

洛陽往古圖ハ一面ハ大内裏御圖ハ一面ハ本朝の史籍を考へ古来流布の図ハ
佐写の謬を化し皇城の殿舎百官の諸寮平安京の畫基九重の由縁坊門保伍の
圖解四神相應の地ハ八訣洛陽長安の町負古来名高ク賢哲ハ殿館歌人の舟
宅等ハ麟角のふさ嵩者ハ洛外四方の神社仏閣古貴の山荘和名ハ名所
ハ々のきしきてもいまハのことのさハ圖面ハ洛ハ一ハを暁ハく今ハ及ハ便と成旦
詩文畫及和歌連句誹諧ハ吸ハ「卿ハ」ハ抑皇都ハ日本寰上の地形ハ
号地の名産家土不准ハさく京の名と題書ハ名ハ一冊ハり

山背之玉井

日本正統圖曰。山城國上官八郡南北百有余里。舊跡多有樂方種生百倍味殊丹大上國ゆゑ云。古國八畿内五今國の中ゆゑ北へ秀て臣の出乃地背ゆゑ國ゆゑ也。久代八山背と書きそへ。万葉集ゆゑ八南木代ゆゑをあり。皇都な遷し改めゆゑ第八上古ゆゑ於さ八代々の帝庸ゆゑ〜そへ皇廿七代繼體天皇八山城國筒城郡ゆゑ遷都し移ゆゑ。ゆゑ也ゆゑ國ゆゑおかて皇居の首ゆゑ。又聖徳皇の御宇。天平十二年十二月。山背國相樂郡恭仁郷ゆゑ遷都たゆゑ〜ゆゑて。右大臣橘宿禰諸兄公をして高塚を造ら〜ゆゑ。賀世山の西北道より。東をゆゑゆゑ左京そへ。ゆゑを右京と〜移ゆゑゆゑ續日本紀ゆゑへそへ。ゆゑ當國皇居の第一ゆゑ。而后皇霜四十四年ゆゑ移ゆゑ延曆三年甲子五月五十代の帝

桓武天皇勅し移ひさ。從三位藤原朝臣種継。左大辨佐伯宿祢今毛人等ゆゑ山城國乙訓郡ゆゑ見せ〜ゆゑ。都をうゆゑ〜ゆゑそへ。同年六月宮城造營の調度を諸國ゆゑ令ゆゑ同ゆゑ十一月　天子新宮ゆゑ移ゆゑ。ゆゑ也を長岡都と移ゆゑ。今洛西大原郡上羽村ゆゑ内裏の舊跡なり。委ゆゑ都名所圖會ゆゑ見ゆゑ遷都ゆゑ後ゆゑ也ゆゑ大内裏を造營ゆゑ〜ゆゑ敵國を用らゆゑゆゑ〜ゆゑ封境狹ゆゑて九重ゆゑゆゑ〜ゆゑ足ゆゑ。故ゆゑ同帝の御宇延曆十二年ゆゑ詔ゆゑて大納言藤小黒麻呂。左大辨宮佐美等ゆゑ國の勝地を視せ〜む。勅ゆゑ從ひさかと社郡縣をめぐりて。上奏し〜ゆゑ曰。當邦字多村々地勢都都ゆゑ〜ゆゑ四神相應し〜有德無疆の二州なり。速ゆゑ新都ゆゑ興ゆゑ言葉ゆゑ造ゆゑ〜ゆゑ。ゆゑ移ゆゑ。ゆゑ代不易の都なりと云ゆゑ申ゆゑ。因是同年二月辛亥の日

延暦三年甲午帰

祭議治部卿壹志王以賀茂大神を遣はし奉て遷都のよし告給ひ。
同じ月二月己卯の日　天皇葛野郡宇多邑に行幸ありて新京の
地理を叡覧し給ひ。五位以上及び諸司主典以上に役夫を進ず。
新都の宮殿を造立し。九重に列なる。四方の各域に堀を穿せ慶び
興し絶て成終。鳴業に潤色しめ。同十三年十一月詔ありて山國は
山河襟帯し。自然と城をなす。又和豆麻呂に命じ詠ん
歌を作り。中國史に天智天皇の御宇に初て都を改められ。故に山背の文字に改められ。都に平安城と
し。鱠肉の法は上古より大和國に首に居られし。天和三年十月東
あり。改めり。山城國を六十餘州の冠首とし給ふ。抑平安の都に興亡
有し。今の御代に至るまで一千有載を歴ても遷都あるは中華に

上二

いまだ其例あり。諒に天津日嗣の位しるしの五十鈴川に
あらためて住の江に松の葉に敬ひ。皇邑の延長あるは
延暦の　帝結縄に政をし給ふ。天下に化成し加之代々の　聖主
徳を踏。仁を詠じ。上古と風を同じくし給ふ羣生を養育し給へ。
四海清平なる億兆の子に彌んとぞ志れる

四神相應地之解

蒼龍朱雀白虎玄武に神相應し給ふ。四方に加護せしの
鬼神の象なり。本天の二十八宿を四割に七宿に
四方に配し其星象に起る名へ。星の有所を時ふりて東西なり。
西にあるは。角亢氐房心尾箕の七宿なり。角亢氐房心尾箕の七宿なり

東西南北
二二二二
青龍白虎朱雀玄武

龍の如し。これは東方なり。斗牛女虛危室壁は七宿の名なり。
虎の如し。これは西方なり。奎婁胃昴畢觜參の七宿なり。
短尾の鳥の如し。これを南方とす。井鬼柳星張翼軫は七宿なり。
蛇の亀に絡がごとし。これを北方とす。此星象は四方の色に配し
東は木にして青し。西は金にして白し。青龍白虎朱雀玄武とつけ
南は火にして朱し。北は水にして玄し。

已上東涯制度通取意

爾雅の釋天疏にも四方に皆七つの宿あり。各一つの形なり。東方龍は
形の如し。西方虎の形は如し。南方鳥の
形の如し。北方亀の形の如し。皆西は首にして東は尾とす云々禮
記にも四神は旗の名なり。朱雀は赤にして南は後に。青龍は
左にして白虎は右に。招搖は上にして陳階は註に行く軍

上三

旅の出るなり。朱雀玄武青龍白虎は四方の宿は名へ。これを旗の童とす。
其旗の数みなこれに效へり。龍の旗は五旗。雀は七旗。虎は六旗。亀蛇は四旗
なり。招搖は北斗七星なり。旗は紋を畫く。四方の星は象なり。又四神の中に
形ひ行くなり。天子は昊天の命なり。政を
宗微宮閶闔門あり。これ内裏に准ずる。淮南子にも閶闔は本天の宗
微宮の門なり。これを備へ天子の門に稱ずべし。楚詞には天門の閶闔は
禁門の稱なり。北辰其所に居て衆星これに拱す。皇居の北は天の
象に准じて二十八宿は四方に配當す。これらの謂にして四神相應
の地なり。四神の名は都名所圖會拾遺にも大槩出せり

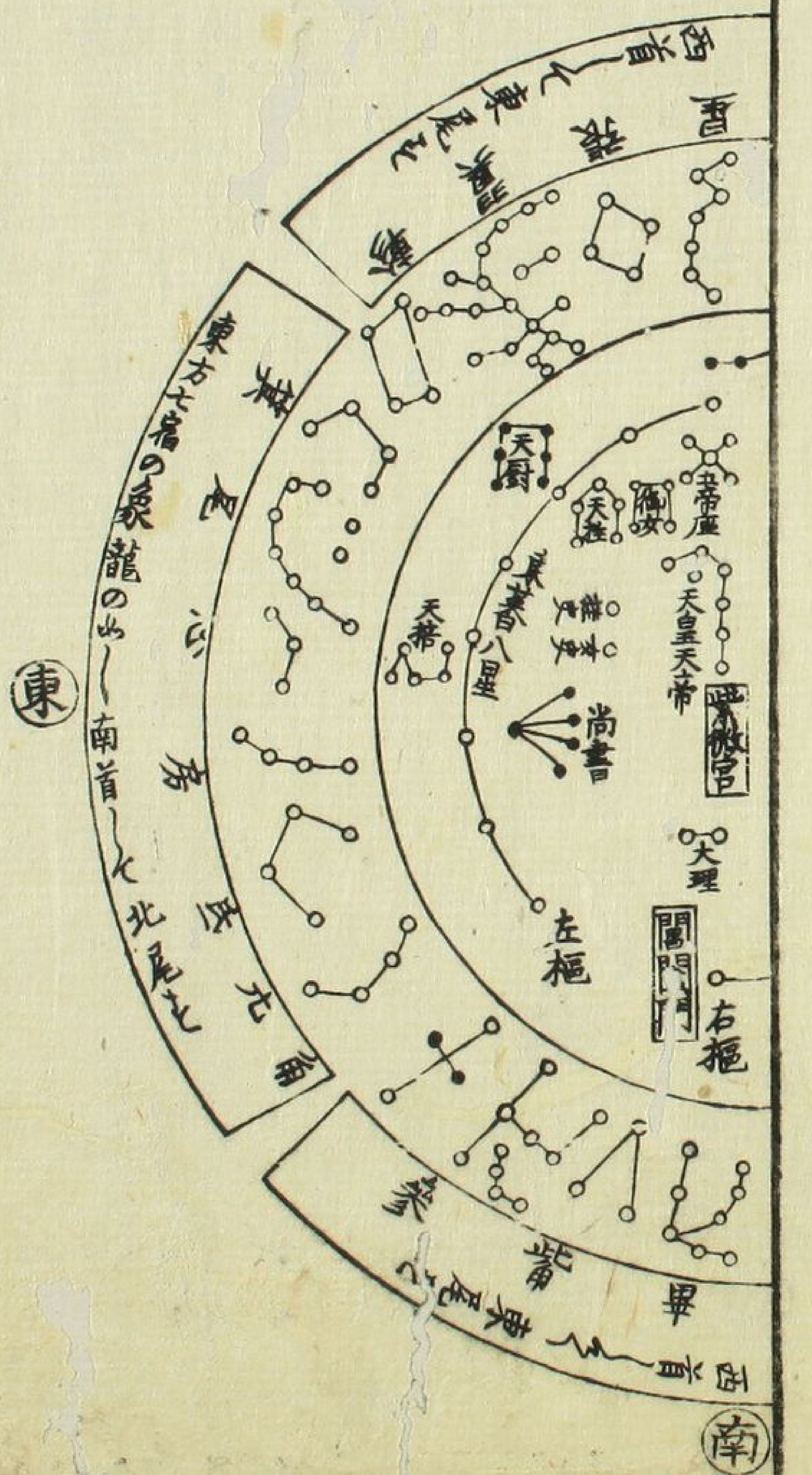

四神圖

此圖を天の盖にて下より仰ぎ見るべし東西分明なり

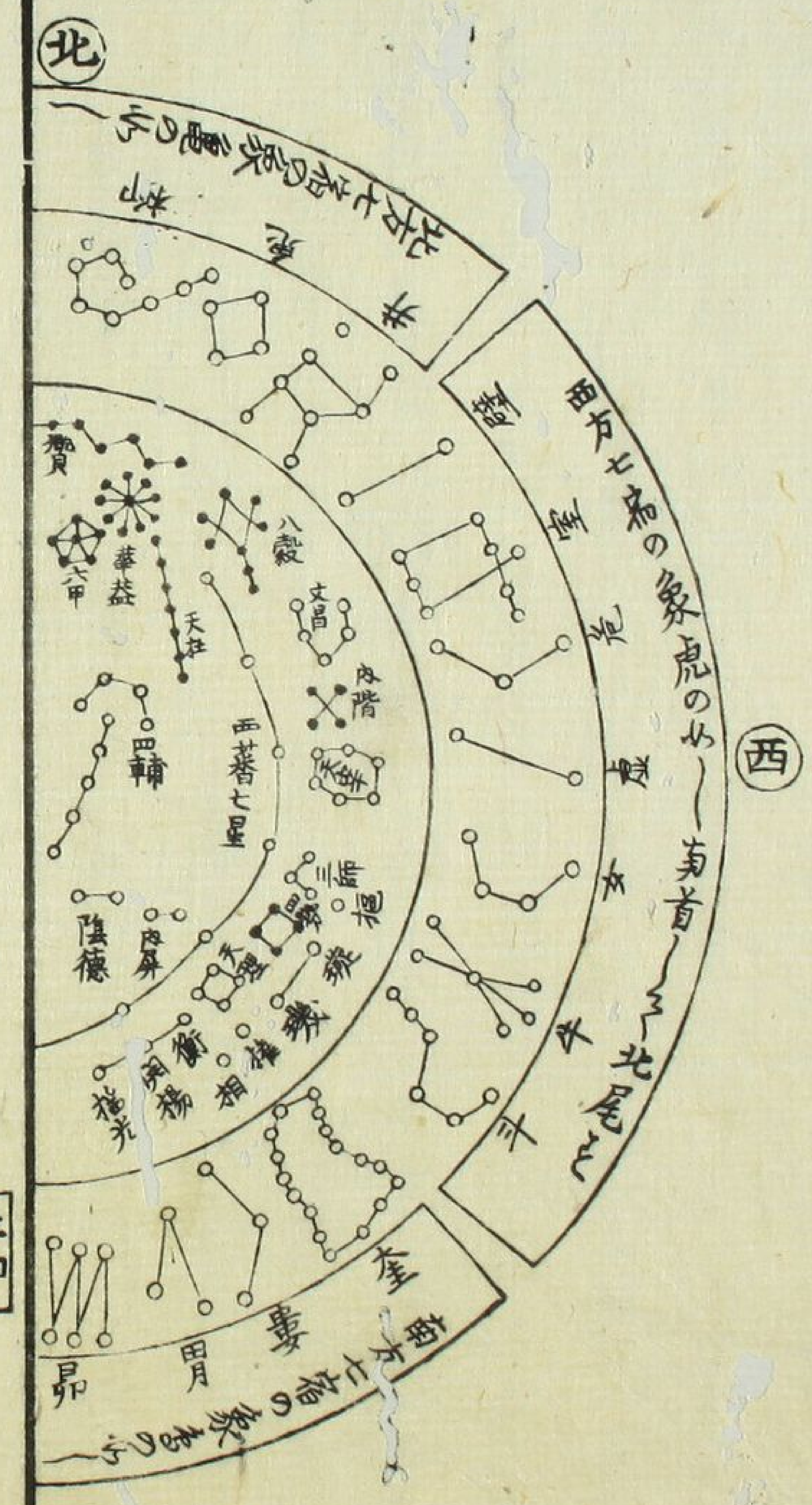

大内裏

大内裏と申奉るハ。文武天皇慶雲年中大和國添上郡北西の方に初て御造営ありて九重を開き給ひし。元明帝和銅三年三月に皇城を定めて皇城成就ありしかバ都を此処に移され平城宮と称し給ふ。是大内裏の濫觴也。其より八十三年を経て西今此京に御造営ありし延暦十三年十月廿三日桓武天皇平安の新宮に遷幸し給ふ。此時大内裏及び八省院豊楽院百寮ともに皆成就し。額ハ五十二代の帝嵯峨天皇及び多くハ弘法大師書し給ふ。其惣郭の封境北ハ一條大路にて南ハ二條大路に限る。東ハ大宮通より西ハ西大宮通（今の千本通より西に町ばかり）に

限る。南北十町に経て東西八町に緯とす。大内山。大宮。百敷。玉の台。紫の庭。雲井なども皆大内の名なるべし

新勅　白雲の九重にたつ峯なれば大内山といふにぞ有ける　中納言兼輔

續古　九重や大内山のいつしかとかゝるはれをもまつる宮人　前太政大臣

（圖）朱雀門　七間五戸　楼門

皇城南面中央の正門也。南の広路ハ朱雀通（今の千本通）といふ。南方洛中の封境に羅城門あり。名義ハ天官の朱雀に象る。鸞鳳に取る。もとより南方の七宿也。十二次に配するときハ鶉火に当る。午の方也。拾芥抄二曰長安南面皇城門を朱雀門といふ。伴氏これを造ると云。朱雀門の額ハ大同二年弘法大師書し給ふ。本朝神仙伝曰大師入定の後小野道風此額をみて米雀門也。朱の字は米に似ると難じける。忽其夜の夢に化人来りて示すハ是弘法大師の使なり。汝何ぞ額の文字を難じけるぞとて

道風の黄ばみてとゝ踏み。道風の筆とゝ仰ぎ見るぶたゝ履の臭き
入るゝ共人人見へどゝみん人びひ作人多し

(圖) 美福門 五間三戸 皇城南面三門の中ゝゝ朱雀門の東かゝゝ。壬生氏
ゝゝ造る。洛陽壬生通ゝゝゝゝゝ壬生御門ゝゝゝ

(圖) 皇嘉門 五間三戸 皇城南面三門の中ゝゝ朱雀門の西かゝゝ若大耳氏
ゝゝを造る。長安の壬生通ゝ當る 拾芥抄ゝ雅樂寮御門と三門ゝゝ若大
號ゝゝ書ゝゝゝ誤ゝゝん

二條大路ゝ緯ゝ。ゝゝゝの額ハ弘法大師の筆蹟ゝゝ著聞集ゝゝゝ

(圖) 陽明門 五間三戸 皇城東面三門の中ゝゝ近衛通(今)の出水ゝ當ゝゝ近衛御
門ゝゝ称ど。山氏ゝゝを造る

(圖) 待賢門 五間三戸 皇城東面三門の中ゝゝ中御門大路(今)の椹木町ゝゝゝゝゝ中御門

ゝゝ称ど。建部氏ゝゝを造る

(圖) 郁芳門 五間三戸 皇城東面三門の中ゝゝ大炊御門通(今)の竹屋町ゝゝゝゝゝ
大炊御門ゝゝ称ど的氏ゝゝを造る。ゝ三門の額ハ 嵯峨天皇の宸筆
ゝゝ 日本三筆 嵯峨天皇 橘逸勢 弘法大師

(圖) 談天門 五間三戸 皇城西面三門の中ゝゝ一名馬寮御門と稱ど。内ゝ
左右馬寮あり。壬生氏ゝゝを造る。額ハ初メ弘法大師。後ハ小野美材
書ゝゝ旧記ゝゝゝ

(圖) 藻壁門 五間三戸 皇城西面三門の中ゝゝ長安中御門ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ西中御門と
称ゝ。佐伯氏ゝゝを造る。額ハ天德三年五月七日木工頭小野道風書
日本略紀ゝゝゝゝ 本朝三跡 佐理 道風 行成

元日の御節會ハ
持統天皇四年初て
公卿宴内裏ニ宴とく
日本紀ニ見へたり
糸女
火炬師
橋
小隨身
右次將

櫻
胡瓶四口
鳥瓶
立子髮
左次將
内膳司
膳部布衣
小隨身
玉葉
宣命版
尋常版
糸女正
定家

(圖)殿冨門 五間三戸 皇城西面三門の中にて長安近街なり。西近衛御門と称す。伴橘部氏ちんを造る。額は小野美材書き

(圖)偉鑒門 五間三戸 皇城北面三門の中にて中央へ。猪養氏ちんを造る。其は八一條大路を緯くに南は朱雀門に当る。額は橘逸勢書と。舊は玄武門といふ。花山院の帝佛道に帰入すしく御落飾の時。密に此門より出御たまふ。安倍晴明天文に観て此に出奏したまふ。爾後此門を塞ぐ。俗に不明門といふ

(圖)達智門 五間三戸 皇城北面三門の中にて東の方へ。丹治比氏ちんを造る。額は同じく逸勢書き

(圖)安嘉門 五間三戸 皇城北面三門の中にて西の方へ。海犬養氏ちんを造る。

一名兵庫寮御門と称す。右の五門兵庫寮に属す。同じく逸勢書き

○四方合てさんを皇城の十二門といふ。記上造立の紙拾枚抄に出づ。文選西都賦に曰く。披三條之廣路。立十二之通門。云云所謂三條は一方に三條の(圖)上東門は東面陽明門の北にあり。土御門大路あり。ちんちんにあらんか。

と称す。上東門は左傳定公八年の篇に出づ。杜註に曰く魚の東成の北門なり。又文選元籍十七首の詩に曰く歩出上東門北望首陽峯。註に曰く洛陽の東門なり

(圖)上西門は殿冨門の北にあり。西土御門と称す。皇城の中央は北闕禁裏なり。又宮城と称す。又鳳闕前に大政官。八省院豊樂院たり。其外百寮の官舎魏々たり。東の方に神祇官園韓神社。廩院雅樂寮。侍從所。主計寮。民部省。式部省。主税寮。中務省。陰寮。宮内省。大炊寮。醤院。大膳職。前坊。左兵衛府。左近衛府。外記。紙政酒殿。弓場。職曹子。梨本。内教坊。主殿寮。縫殿寮。内蔵寮

西の方ハ玄徳殿。真言院。弾正臺。兵部省ハ。隼人司ハ。刑部省ハ。囚獄司あり。玄蕃寮。諸陵式。治部省。馬寮。典藥寮ハ御井町あり。造酒司。内匠寮右兵衛府。右近衛府。弓場。圖書寮。大藏廳。正親司。兵庫寮。掃部寮。大歌所。大藏省。織部司ハ偉鑒門北左右ハ。艮ハ茶園あり。乾ハ漆室あり。又皇城の外兩京の町ハ左右の京職。東宮職。春宮坊。齊宮寮。齊院司。大學寮。修理職。衛門府。左寮。犬舎人寮。鑄錢司。防鴨河使。施藥院使。檢非違使等あり。其外の宮舎公廨ハ悉く〻圖中ハ委しく〻ハ略ス

白馬陣
宮中
長馬陣

宮城外門

建禮門 五間三戸 皇居南面中央ハあり。弾馬陣とハ。又南面僻仗門ハ。承和六年九月ハ此門の前ハ於て三幄を張て雜の唐物を内藏寮北宮人あり。内侍達ハ持出て交易〻ハ本一ハ。小公名て宮市と。續日本紀ハ見へ。張建封傳曰德宗時宦者主宮市常置數十百人閱物悉左謂之白望

春花門 皇居南面建礼門の東ハあり。左馬陣とハ。又左廂僻仗門とハ。康頼の寶物集曰治承二年二月廿日ハ中御門を通りり侍ハ大場の椋北木のもとハ公卿多く白馬節會ハ此門ハ。春花門ハ入て左ハ南殿の櫻ハ南ハ。月花門の外ハ隣ハ。うゝ〻の中ハ。

右近陣　極殿陣　左衛陣　右衛門陣

(畫)修明門　皇居南面建礼門の西ふたり。右近陣とゝゝ。又右廂僻仗門とゝゝ

(畫)朔平門　三間　皇居北面ふたり。縫殿陣とゝゝ又宮北面僻仗中門とゝゝ

文華秀麗日　奉拜掖庭簡掃尚書

朔平門衛不敢入別有殊恩拜掖庭
美女花簪傳芳命一言猶是粉骨情

野岑守

(畫)式乾門　皇居北面朔平門の西ふたり一名西廂僻仗門とゝゝ

(畫)建春門　三間　皇居東面ふたり。左衛門陣とゝゝ。一名宮東僻仗門又外記

門とゝゝ

新撰朗詠曰　元日の宴公賜とゝゝ
不醉爭辞温樹下建春門外雪埋春

善相公

(畫)宜秋門　三間　皇居西面ふたり。右衛門陣とゝゝ。一名西面中門とゝゝ

南面西門　左廂門　右廂門　東廂門

宮城内門　皇居二重目門門あり

(畫)義明門　五間三戸　紫宸殿の前庭ふたり。南面内門とゝゝ建礼門の内ふたり扶桑田記

小白應和元年小野道風殿上に於て承明門の額を書ける江家次第に曰。
節會雨儀於義明門壇上奏樂。同日元日節會義明門は東西掖東
西行各立七丈幄二宇下畧

(畫)長樂門　義明門の東よあり。左廂門とゝゝ。江家次第曰元日節會長樂門
南面東掖第一間東桂下設外辨親王公卿座

(畫)永安門　義明門の西ふたり。右廂門とゝゝ。江家次第曰佛名列立永安門壇下

(畫)玄暉門　三間　朔平門の内ふたり。宮北面僻仗内門とゝゝ

(畫)安嘉門　玄暉門の東ふたり。　拾芥抄に安喜門と書くは傳写の謬ふたり　東廂門とゝゝ

左兵衛陣
右兵衛陣
紫宸殿之解

(北向)徽安門 玄暉門の西にあり。西廂門といふ

(東向)宣陽門 建春門の内にして東面中央へ。これを左兵衛陣といふ

(東向)延政門 宣陽門の南にあり。右廂門といふ

(東向)嘉陽門 宣陽門の北にあり。左廂門といふ

(西向)陰明門 宜秋門の内にして西面中央へ。右兵衛陣といふ。又西面内門とも称す

(西向)武徳門 陰明門の南にあり。左廂門といふ

(西向)遊義門 陰明門の北にあり。右廂門といふ

殿舎 并ニ皇居内門

○紫宸殿 南面にして承明門の内にあり。拾芥抄曰俗に南殿といふ 九間四面庇あり

天暦御記曰遷都より已前には皇居の地は秦川勝が住み居たる所也 紫ハ天の正位へ宸ハ奥

紫宸殿之体裁
賢聖障子

位也殿室の高きをいふ。李唐の代紫宸殿ハ宣政殿の北にありと唐書に見ゆ 江次第曰元日ノ宴會。身屋九間内四面壁代帷幔之 其外同書の所々に出たり粗これを略す 禁腋秘抄曰紫宸殿ハ母屋の中央に高御帳台をおく。中にはいしきあり。獅子を備ふ。其帷の内にあり。出御あるときの外ハ額の方をとざしてこれにハ筵をしけり。幼主の時ハ格子を下ろし給ふ。東の方を北方ハ妻戸もあり。これより人々ハ通る。障子ハ紫宸殿の賢聖の障子ハ公事の外ハたてざるなし。此障子ハ格子をもつて障子をかこみたり 云々

○賢聖障子ハ南殿の内にたてらるる八間中に賢聖の画像東に四間西に四間あり。一間に八人づつ

一間 馬周 房玄齢 杜如晦 魏徴

二間 諸葛亮 蘧伯玉 張良 第五倫

三間 管仲 鄧禹 子産 蕭何

四間 伊尹 傅説 太公望 仲山甫

西に四間あり

一間 李勣 虞世南 杜預 張華

二間 羊祜 揚雄 陳寔 班固

三間 桓栄 鄭玄 蘇武 倪寛

四間 董仲舒 文翁 賈誼 叔孫通

○左近桜 紫宸殿の階の東にあり。南殿桜とも。階隠桜ともいふ 年代編

年集成曰南殿橘ハ舊梅ナリ。桓武天皇遷都の時ヲ傳ヘ給ふ。
禁秘抄曰貞觀の比ホヒ樹枯テ根ヲノミ殘リ繼ギ萠出るを坂上龍守ヲ
うけたまはりて枝葉再び榮ヘ給ふ

南殿の橘を太府ヲ極作ハ
大内の花はなとゝのゝ作ル

續千載
いにしへのもとの花橘時しらぬ人又ものゝ代なれ顧 左近大將為教

○右近橘同じ紀階下ホトリ。海陸橘ヲ編年集成曰此橘ヲ原
橘大夫と称ぜらるゝ後園北木ノ枝ヲ分テ大德の末ヲ
ろぶ所ヲ云。又小一條左大臣記曰橘本ハ秦伊國ヲ云

延文百首
ほゝへきゝみたちの右もをつれ出て橘をちらしくまなく 後光厳

○日華門 南殿の前大庭東向門ヲ云。春興宣陽兩殿の
間ホトリ。右近陣ヲ云 江次第曰元日節會宣命

使經宣陽殿壇著版禄所設日華門ノ南脇云云陣座の式西宮記
○月華門 門所西の方ホトリ。安福校書江次第曰年号改元日大臣參陣定申
兩殿の間ホトリ右近陣ヲ云
○仁壽殿 九間四面 南殿の北ホトリ 仁壽殿東庭相撲召合式
為仲集 仁壽殿北樓の木ホトリ〻きれのゆく
○兼香殿 九間四面 仁壽殿の北ホトリ
家集 延喜十八年兼香殿の後ろ
梅花ちゝちゝ移もりあのてこホトリ 貞之
○常寧殿 九間四面 兼香殿の北ホトリ
玉葉 延長六年十月女房常寧殿のほとりに菊ヲ植ヘ給ふ内をみ侍
ちゝ家の名をみえ〻 それちゝ
○貞觀殿 常寧殿の北ホトリ 御画殿在此殿
已上五殿起于南行于北皆向西妻ヲ

○春興殿九間三面日華門の南なり。江次第曰元日節會雨儀大夫若侍従列兼明門東西廊内第三間立標侍従座設春興安福両殿庇云同書曰七日節會若雨儀東従春興殿西庇北行云云禁腋秘鈔曰法馬侍従のくれあり秀馬なほおくゆゑ無屏の乾れ在ハけるこそたりらて

○宜陽殿九間三面日華門の北なり。江次第曰元日節會左近陣座南庭中央東西行曳班幔二條云云

枕草子きさらてんの一のくるまゆゑ

○綾綺殿九間三面宜陽殿の北なり

貞觀の侍時綾綺殿のまへ梅の木あり

ちるらん枝のそみちて笑たるらを下略

吉今

おもしろ公つれて木のもとに秋のらめくり　基隆

○温明殿七間四面綾綺殿の東なり。内侍所拾芥鈔曰云温明殿内侍所公卿補任南殿の東ニ

釜の　崇神天皇内侍所同殿を奉れ給ひて温明殿に七間を造りて

崇ひ　へ又白河院侍記内侍所北神鏡飛出て天に上りぬ云云

女官唐衣の袖を重ねり　式部にらり女官古護

保氏紅葉賀

ゆくすゑ　てかうてし　麦ひ猶きれる

温明殿のつ公たるとあり　ちるもの

内侍琵琶公ゆうしらりて

○西鹿景殿七間四面綾綺殿の北なり

家集

ゆふかへ　せ無れ秋ゆ　ちるもの公花ゆ

○宣耀殿七間四面麗景殿の北なり

せえう殿の女侍の居所あるに

隣さうよりふひわ　ちりぬるのみちハへて　保久ゆ　伊勢

安宮御

已上六殿起ㇾ于東南ニ行北東皆子午建之ㇾ

○安福殿七間二面 [illegible]門の南にあり。藥殿江次第曰在ㇾ安福殿之内ニ侍醫藥生等候有ㇾ熟食ㇾ

同書曰元日節會立胡瓶二口安福殿東庇ニ同書曰重陽宴文臺立安福殿

東壇上

○校書殿七間二面 台記八間 [illegible]門の北にあり。弓場殿。藏人所。下侍。校書所。孔雀

間。右近陣 みかきの内にあり

拾遺 延喜の御時八月十五夜 藏人所のものどもに [illegible] 秋の夜の月 [illegible]

○清涼殿拾芥抄曰云中殿又云御殿七間四面。紫清殿圖別記曰七間四面ハ

御手水間。御湯殿。 雨院内裏ニ。禁秘御鈔曰 雨儀ハ上御局。云云上御局。秋戸。藤壺。

無之時七間四面也 禁腋秘鈔曰清涼殿を常御殿とも云。中殿

[illegible]ハ仁寿殿ニ御殿ハ [illegible] 御帳のかたびらを

[illegible]四帖五[illegible]帖ニ。二方の中に[illegible]四のすみに

[illegible]四尺九丁三本三方の中のあけたるかたに [illegible]ハ三尺の九丁ニ。

御帳の帷をたまきるゆゑ [illegible] 九丁御帳のうしろ [illegible] 方ハすべて

[illegible]内にうきんの御座二帖をしき御帳の前の方をハ左右ハ獅子

狛犬あり中間二三間ハ至物の机に樂器に至ル人々

琵琶 玄上 其方に小の方ハ笛のたこ次屏に和琴をかけ [illegible] 其前

御帳の南乃方に大床子二御[illegible]かたらの枇杷[illegible]中ハかたひて

圓座一枚をきたる御座と成。南のかた [illegible] 此ところ成なるゆゑ [illegible]

子ハ御厨子二御をかけ。南のうへハ人々の日記の除目[illegible]

二御[illegible]一の宮社母屋の左に四季の障屏風 [illegible]

ゝう其中ゆゑのせんの園庭あり云云

清涼殿を

延文百首

名ゆゝしき人ハきらゝ涼しく住みつゝ人をゝもふ　後光厳院

和漢朗詠　西樓夕涼花間曲　中殿燈殘竹裏音　文時

清涼殿ハ常住宸居ゝ晝御座夜御殿朝餉間なり。二間とゝ所ゝ鬼間とゝ所ゝ白澤王の鬼を斬る

御講の時佛像を安置せゝる所ゝ

画あり。萩の戸菊の戸もさゝふあり。黒戸ハ中殿より北へ通る廊あり。

荒海障子。昆明池障子。布障子ハ宇治の網代を墨画なり。ちゝ

清涼殿の弘廂あり。上御壺禰臺盤所。殿上間渡殿。御裝束所。石

灰壇。下侍。長橋ハ中殿より紫宸殿へ通ふ廊なり。呉竹臺ハ

呉竹。漢竹臺ハ漢竹を植ゝられゝり。東の庭にハ御溝水の出る所なり。

瀧口とゝ。清涼の名ゝ瀧より出る。御溝水ハ大内の名ゝ水ゝ宗ゝ

盃をうかゝ曲水の御宴ゝあり。

新續古今　訓入

めぐりあふ人をやちよの水ハかの名ゝ家ゝるそれの盃　定家

著聞集曰　萩の戸北ハなる布障子に海の障子ゝ名ゝ長足

長ゝ書ゝ。其わうゝハ宇治のあゝ後に書ゝ。清少納言ゝ枕冊子

中障子の事も見人あり。家隆以往ハ手ゝ見ゝ

延文百首

おさ為まる当代のあめ水や書ゝ風も吉ゝ何ゝ海のおゝ　雅經

禁裏御鈔曰　石灰壇四季の御屏風三尺。南第一間母屋御簾下以東為面

禁腋秘鈔曰　云ゝ。ゝの南二百ハ石ゝの壇ゝ。この間に地下ハ准ゝ殿ゝ拜

あゝ一の百社中のほゝにはあゝ姫ゝを加ゝもゝあゝをゝにいゝ人ゝちゝはか

[illegible]ハ火おこし[illegible]料理をせんそう

同鈔曰 夜のおゝゝハ法帳日の御座の[illegible]人[illegible]四のすゝ[illegible]

ろわりかいもゝの不ふ[illegible]人[illegible]帳のうゝふつの二あゝの京[illegible]

みかけ[illegible]座の御座も同ゝ[illegible]

[illegible]さらんゝ[illegible]三尺半[illegible]

長暦御記ふ尺人[illegible]中略 夜のおゝゝハ[illegible]

[illegible]左右[illegible]の弓場[illegible]

禁秘御鈔曰 鬼間 南北行立御厨子置御膳具南壁白澤王の切

鬼繪 櫛形者小障子 際交 柱有之

禁腋秘鈔曰 臺[illegible]ふ[illegible]二間[illegible]子[illegible]の[illegible]ハ一[illegible]ふ[illegible]ん[illegible]帖[illegible]

[illegible]ゝ[illegible]れ[illegible]障子のおんに[illegible]ハ[illegible]ゝのてんを[illegible]ハ[illegible]

[illegible]面[illegible]南二[illegible]小[illegible]ハ[illegible]ふ[illegible]ハ[illegible]小上膳

[illegible]御[illegible]たいたんの[illegible]ハ[illegible]ふ[illegible]

[illegible]ふ[illegible]土の[illegible]辛櫂の次ふ[illegible]

[illegible]障子あり[illegible]ゝの間れ[illegible]二[illegible]梨布

[illegible]障子[illegible]。[illegible]の[illegible]馬[illegible]。[illegible]の[illegible]馬形の

障子[illegible]。[illegible]の[illegible]形の障子を[illegible]障子ふ[illegible]

木[illegible]

たいゝんの壺ふ壺の山つゝ[illegible]

後拾遺 [illegible]ふのこゝ[illegible]

[illegible]

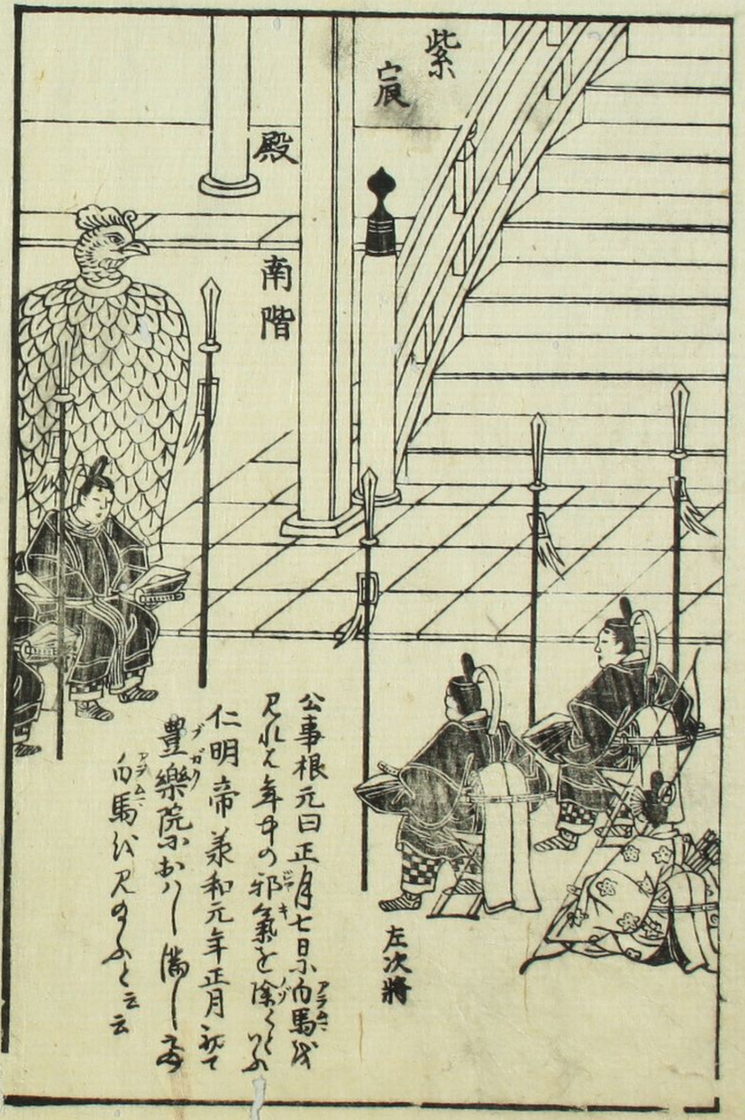

公事根元日正月七日向馬ノ儀
ハ九ゝ年中の邪氣を除くなり
仁明帝 承和元年正月ハ
豐樂院ニおゐて
向馬ノ儀ハ云々

同鈔曰 その小舟に水の間に一間ありたるに棚あり其上に小屋
子作ふすめ孫こかく棚にあて物をそなへ六せしのこめを孫こかく
とてあ西二帖にしてを大床子一脚入ふちにひ図在常のわ。南の厨子に
うしろ形にてあてうち床子のおくふにる中の管にくを
禁秘御鈔曰 上御弓者后宮御更衣参上所也近代為御所
同鈔曰 萩戸者又常御所也 著聞集曰 渡殿ふた孫馬より馬の
陪子に立て又ひかせしの小馬ごとの陪子作り 中略
建長造内裏の時鈴ふの頭前かに拵ふ有房給ふにかしこまりたんてり
出しくかられる。並うに彼の馬形の陪子に金器が書ちるらにく
それをく萩戸の萩を咎ふしん 勅定あるく其馬をはなれ出ら

てふ書あるれを時えるに床米をうとや作へ作る。陳ありくをのあや
禁脇秘鈔曰 殿上北上の戸れおそんふ小きをみあり 主上北所ら殿上
に中後へせらるる南の方人乃間あのたり鬼の百者ちのくひたり器にくを
めるあり形の穴あり女房あるく殿上の弟に北所ら所ら
う形のあ徒然草曰今の内裏造り出されて右職のくくふ尺せらに絡ふ
いかくも孤あ子をに既ふ遷幸の日ちるくあるる玄輝門院ちらんじて南院
殿のう形の穴ハまろくちもなくてをちりあてをるをそれるくを
かるをるちれハえるのいりて木ふてふをちるふたちやちふてををれるくを
同鈔曰 校書殿のうしに後ふ掃ふにしたるすしくすの網とにて義人
小舎人ために付るに小人の外に南へむ茅負脇戸女房の戸と人女房
是ハ小屋にやをる道也。を前ふうはかちしらあるそのをんふはをもて
あるを。ハちれにあるを。をハふ後に付にくを。えんをくてをにめをあり

さふて皆をぬれての後にくしき皆ぬきされあるの門は神仙門と
いふ。此門の外に出納小舎人侍ふ。小いたしきの前を小庭といふ。さて
其蔵人は所をさだめずしてあり。東北のすみにある戸を無名門と
いふ。こゝろへの奏公卿の上にさぶらひするなど此門の外にて申す。小いたしきに
むかひて下侍二間あり。其間の妻戸に次一間あてて其所をまうくる故は、おろし
て居もの椅は其前に立ちおきたる時のふさぎてたつ小庭の方に縁ひろはは
其膳椅のそんふさく。蔵人頭小板敷(コイタジキ)に侍ふ。附蔵人は殿上の妻戸の内に
侍ふ。次々は次の間に侍ふ。蔵人所々にさぶらひて次にさぶらふ所ども上下の
あてさるはおろし、其外は下侍に其所の次にあたりて来る事なし。其間
椅に同じ次の其上は是なり。待たるゝ所がらぞ四府の鯉(コイ)山城 河内(カハチ) 和泉(イツミ) 近江(アフミ)

日毎にまゐる人下の戸よりまゐる。二間渡殿(ワタドノ)といふ 中略 上戸(カミド)の前に年中行事
障子は広廂に長八尺ばかりにして所々に置く也 夫木集曰 宇津保柱いとそおもふ
此ふかくさ所に柱にかかるかたきをさだめてふかくのみやあるらん
宗恒曰 所に八厘ん所の柱は柱のあたる名の樋や
かの間にある所樋へかゝる横樋なり
平家物語曰 うへ候ふしらの前に布衣の侍
大槐秘鈔曰 殿上の小庭に夏ちしの木といふ木をうゑて候ひ
けるを、さてぬけ候ひけるを、ぬきぬ木なればさだめていふしをおほしけるまで
めんじける。夏は煙ろがしき木にか年々多
山槐記曰 應保元年十二月十七日勅使昇高遣戸(ヤリト)取禄置打毬(ジ)
禁腋秘鈔曰 殿上の間よりさて後から二間なる布をとえなりいれ 使ね
多て障子あり馬形に似たる木の障子に馬形の障子二所に錦のむかひ

小八馬形の像をこゝにはいまて像をにはらて木を立てたさのみそあり

○後涼殿九間七間 後涼殿の西にあり此殿の西庇を御厨子所といふ

伊勢物語 むかし男後涼殿のうしろなるやうなる所にすみけるを人の
はしらにつくりたる竹にかきつけける

續古今 つくもなる竹ありけるを人とゝのみてしかはしたのもりの後もなみのうへ 業平

○弘徽殿七間四面 後涼殿の北にあり 二代實録曰元慶六年二月廿八日 天皇弘徽殿前に於て
禁秘御鈔曰 弘徽殿上御局は御行ナト有所也女御更衣可參上 闘雞を觀覽給ふ

○登花殿七間四面 弘徽殿の北にあり

已上六殿起于西南行于北西皆子午建之

○昭陽舎五間四面 麗景殿の東にあり。春宮の侍所にして梨壺といふ

千載集 梨つはの昔はあるとはなれとなを人とはなのうゝんにはのうへ 宗長

○淑景舎五間四面 宜陽殿の東にあり。さくら桐壺といふ

○飛香舎五間四面 清涼殿の艮にあり。さくらを藤壺といふ

延喜御時飛香舎にて藤の宴ありしに

拾集 うちとけて春の心はのどけしと花の色にぞ人も染まし 清慎公

○凝花舎五間四面 飛香舎の北にあり。さくらを梅壺といふ

後拾遺 いろこそはあらはれにけれ梅の花ちりぬるかをのとまらんとは 前太政大臣

凝花舎の梅さかりなりけるを人とゝのみてよめる

西院百首 たゝ袖にかけてをりしの梅の花ちりぬるかをのとまらんとは 季保

○襲芳舎五間四面 凝花舎の北にあり。さくら雷壺といふ

巡幸時 亭子壺に御 むかし雷神は壺に藥

あり〳〵ちに少なる非 あり

古今 かくたにも情しらぬ花をうらみて涙をそゝぐ小袖なりけり 朝恒

○同北舎

已上六舍起于南行于北卯酉建之此内凝花舍。飛香舍不詳。軒廊仁九年勘文後代所造加之云云 於本集出

○桂芳坊 朝平門の内ゆ入る。女堅所又樂所と云

○蘭林坊 玄輝門の北ゆ入る

○華芳坊 桂芳坊の東ゆ入る

○左掖門 春興殿の南ゆ入る 東壁垣門と云

○右掖門 安福殿の南ゆ入る 西壁垣門と云

○内侍門 陣座ゆ有り

○茶禮門 内侍門の北ゆ有り

○崇明門 弾正の南面ゆ入る

○宣仁門 西向宜陽殿ゆ入る

○敷政門 東向宜陽殿ゆ有り 内侍門より已下東方へ

○明義門 南殿の西面ゆ有り

○仙華門 南殿の北ゆ入る

○無名門 右青璅門の南ゆ入る 殿上の西廂

○神仙門 殿上の西へ入り 明義門より已下西の方へ

○左青璅門 宜陽殿の東ゆ有り

○右青璅門 神仙門の内ゆ有り

○化德門 綾綺殿の北ゆ有り

上七一

禁中殿舍異名

○南殿 紫宸殿 御後 北庇ゆ

○東庇 御膳宿 庇の西庇

○中殿 清涼殿 ○后町 常寧殿の南ゆ有り

○内侍所 温明殿 ○弓場殿 授書殿の東ゆ有り

○御匣殿 貞観殿ゆ有り ○鳥曹司 南殿の巽隅の外ゆ有り

○陣座 左近八日華門の内 右近八月華門の内 ○白馬陣 春花門の南ゆ有り

○兵衛陣 左ハ宜陽門 右ハ陰明門

○縫殿陣 朔平門ゆ入る 北の陣と云

○衛門陣 左ハ建春門 右ハ宜秋門

八省院

八省院 朱雀门の内一町にあり。南ハ冷泉、北ハ中御门、東ハ坊城、西ハ西坊城へ、名鳥餘情にみへたり

八省院ハ天子臨朝即位及諸司告朔所也。一名朝堂院、又中臺と號く。皇居の午未の方也。東ハ大政官、西ハ豊樂院、北ハ中和院あり。中務省、式部省、民部省、兵部省、刑部省、大藏省、宮内省、治部省等これ官人集會の御殿なり

○應天門 五間三戸 三間閣 當院南面の正門也。名義ハ易上彖傳曰應乎天而時行。又曰王之正門曰應門。鄭箋曰朝門曰應門。又詩大雅緜曰迺立應門應門將將。註又周禮匠人職にも此名義出たり 額ハ弘法大師書しなり。本朝神仙傳に曰。大同二年十月大師に詔ありて帰を結へられ。御手おもしろく書かせ給ひしかど。もろこしにても御殿の壁の額に満作る所に王右軍といひし手書のありけるが年久しくありて字跡に修をなさんと改められし後大師に書の人と。さほとに小篆も上の人となりて五の筆を法にて書ぞみぎの第一手に取て壁に飛はきをして一度にかきて是をあらはし出るのなり。

もろこし人五筆和尚と賞しぬ。此國に帰りての後帝都三門の額を書給ひしが、扨又應天門の額をかけ給ひしに、上の字のあるべき點を書れざりしを門にかけて後見つけ給ひて驚き筆をなげあげて點を打たまひしとぞ其所に居合せし人手をうちておどろき筆がけしとぞいふ

○長樂門 應天門の東にあり 一名左掖門といふ

○永嘉門 應天門の西にあり 一名右掖門といふ

○大極殿 朝堂院の正殿なり。又寂大殿ともいふ。北の方中央にあり。額ハ敏行朝臣書れしと江談抄に見えたり。又本朝文粋曰天慶の初め天子右丞相に勅して大極前殿を修復せしめられしを明堂と傳ふと云 禮記に出たる昔者周公朝諸侯于明堂之位 天子負斧依南郷立 明堂の名義ハ

○小安殿 大極殿の後にあり

○龍尾道 大極殿へ進む石階をいふ

○蒼龍楼 これを龍尾道の東楼といふ 八間

○白虎楼 これを龍尾道の西楼といふ 八間

○栖鳳楼 應天門の外の東楼也 方四間

○翔鸞楼 同門の西楼也 方四間

○含耀門　章德門の外北東門なり

○會昌門　應天門の内にあり　南内門なり五間三戸　會昌門の西にあり　右廂門なり

○興禮門　西南の外門なり　五間三戸

○章善門　宣政門の南にあり　東右廂門なり

○盛化門　宣政門の北にあり　東左廂門なり

○通陽門　白虎樓の西にあり

○廣義門　蒼龍樓の北にあり

○宣光門　光範門の北にあり

○壽成門　大極殿の西にあり　覆通廊の西の門なり

○西華門

○章義門　興礼門の外西門なり

○章德門　會昌門の東にあり　左廂門なり

○敬法門　章善門の南にあり　西左廂門なり

○顯親門　章善門の北にあり　西右廂門なり

○宣政門　東南の外門なり　五間三戸

○永陽門　蒼龍樓の西にあり

○昭訓門　宣光門の南にあり

○光範門　白虎樓の北にあり

○東福門　大極殿の東にあり　覆通廊の東の門なり

○昭慶門　北面の外門なり　五間三戸

○嘉壽門　昭慶門の東にあり

拾芥抄曰　己上出軍弘仁勘文

○永福門　昭慶門の西にあり

豐樂院　八省院のあるなり

豐樂院　宴會所なり　けだし觀射あり故に射場殿と云ふ

拾芥抄に馬場殿と書し

中堂とせしも共に非なり

○豐樂殿　當院の正殿なり　北の中央にあり

○清暑堂　豐樂殿の北にあり　大堂會五節等　此所にて行せらるゝ所と拾芥抄に出

○顯陽堂　豐楽殿の東にあり　豐楽殿の西にあり　内前東堂なり

○承觀堂　豐楽殿の西にあり　内前西堂とも　十九間　名勝志に永觀と書しは誤なり

○觀德堂　顯陽堂の南にあり　十九間　左内堂とも

○明儀堂　兼觀堂の南にあり　右内堂とす　十九間

○延央堂　儀鸞門の外にあり　外東堂とす　九間

○招俊堂　同　門の外にあり　外西堂とす　九間

○東花堂　清暑堂の東にあり

○西花堂　同　堂の西にあり

○栖霞樓　正殿の東北にあり　二間五間

○露月景樓　正殿の西北にあり　二間五間

○豊樂門　南面の正門なり　五間三戸

○禮成門　豊樂門の東にあり　左廂門とす

○延明門　東面外の大門なり　三間

○崇貞門　豊樂門の西にあり　右廂門とす

○陽禄門　延明門の北にあり　北廂門とす

○萬秋門　西面外の大門なり　本延二門歟

○福禮門　北廂門の北にあり

○儀鸞門　豊樂殿南面の中門なり

○高陽門　儀鸞門の東にあり　東廊をとる

○開明門　含利門の南にあり　東通門とす

○青綺門　正殿の東にあり　閤ノ通門とす

○逢春門　青綺門の東にあり　東廊の通路

○不老門　北面外大門とす　北方に一門許あり　額なし　五間三戸

○含利門　延明門の南にあり　南廂門とす　於其所金利天非之

○德門　萬秋門の北にあり　南廂門とす

○嘉樂門　儀鸞門の西にあり　西廊をとる

○陽德門　立德門の南にあり　西通門とす

○白綺門　正殿の西にあり　閤ノ通門とす

○承秋門　白綺門の西にあり　西廊の通路

支木　多姿ルしん老ヤ世ら身に比新のそむ、ヒーん　山院入道二品親王

正月十六日踏歌ハ
御節會ハ天武帝の
御時より
聖武天皇かよ
おこれりとの
岷江入楚ふ
櫻
小隨身
左方
舞樂

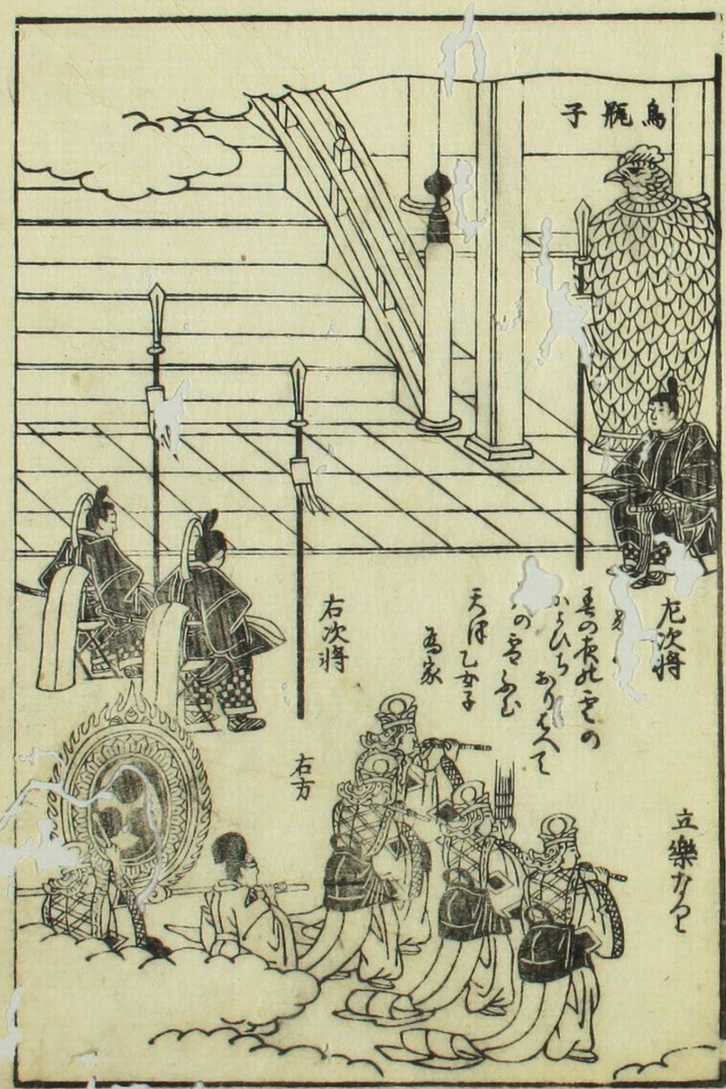
烏瓶子
左次將
右次將
右方
立樂かと

中和院　禁裏の西北方なり。江次第曰　神今食時御膳奥中院なり

○神嘉殿　中院の正殿なり。天子社稷神と祀給ふ新嘗祭神嘉殿東南に有四間屋　下畧
江次第曰

○武徳殿　豊樂院の北なり。所々に廠賢し。騎射競馬あり

○長生殿　拾芥抄曰少納言入道結構中畧豊樂院門同名なり。内裏土御門北
朗詠　長生殿裏春秋富不老門前日月遲

○真言院　八省院の北なり。御修法の所。於拾芥抄曰後七日御修法始る。正月八日より十四日に至る。續日本紀曰天長和元年釈空海奏
状云伏乞自今以後依経法講日之時特擇解法僧二七人沙
弥二七人別莊嚴室陣列講尊像奠布供具持誦真言然則顕密二
教契如来之本意現當福聚獲諸尊之悲願勅依請修之永為恒
例。帝王編年記曰天長和元甲寅始置真言院於宮中為鎮護国家
五穀豊饒毎年限七日被修法公事根源曰天長令別当小八
日貞観年中令別当小

續千載　真言院の花いとはなよりとゝ八れ春の過て乃ちゝ　法皇
みいの世ふほよとゝ八れ春の過て乃ちゝ

○宴松原　宜陽殿の北なり

○足々己下皇城の外洛陽長　此諸院あり

○朱雀院　長安朱雀西三條南四條北
菅家文艸　南北四町東西二町の周なり　旧條後院と歸京累代の仙院なり

閑居屬於誰人紫宸殿之本主也
秋水見於何處朱雀院之新家也

後撰　朱雀院の儀式あり流きゝ中と迎え奏るのかゝ先
みやまもりあるあり昔をそひそ
いさゝ川みなそこまでにきよけれ　大将御息所
ゝ花人にたゝそはゝ　天子遊覧ゝ御殿なり。

○神泉苑　洛陽宮西二条南三条北
南北二町東西二町の周ゝ

乾臨閣とりゝ八當院の正殿ゝ池を繞り。巨勢金岡。石を畳とり

手中に手
ふ平振神の鼎社そのかうや花をみすんのちへべり　宗時

○大學寮　二条南。二条坊門北。神泉苑西　南北二町東西一町の間へ　寺所ハ唐の國子監に准しる。
南都の御學問所也。遠近の諸生ちに集て食料薪等ハ
天子より賜ふ。寮の内ハ東西の二曹ゆ。東曹ハ菅丞相天満天神の御流儀
ゆ。西曹ハ大江維時の流儀ゆ。職原鈔曰大學寮ハ道儒士出身の處ゆ。
和漢最重職たり。紀傳明經明法等道ゆ也。又當寮ハ先聖先師
孔哲伏安亞〜春秋二仲ゆ釋奠ゆ。東西の二曹ハ菅江の二家其曹主たり。諸氏
出身の儒道ゆ二家ゆ訪ふ而已。寮の頭ハ中の撰へ。當寮の司官ゆ大學頭と云
唐名國子監　助　權　允　大小○博士一人　唐名大学博士　明文二人　唐名大学助教　直講二人　直学士　音博士
二人　音韻儒　書博士二人　書学博士　○明法博士　律学博士　竿博士二人　竿学博士　學生四百人

文章生十人　得業生十人　竿生三十人云　延喜式曰大学寮の博士に
夏ゆ時服を給ふ云　むかしハ日本の國ゆ学問所あり。博士醫
師各一人。其学生大國ハ五十人。上國ハ四十人。中國ハ三十人。下國ハ二十人。又医生ハ
五分の四ゆ定る。医生大國四十人上國三十二人
中國二十四人下國十六人
大學寮にハ春秋二仲ゆ釋奠ゆ。毎年二月八月上丁日先聖先師ゆ象
從て九哲を祀る。ゆ抑本朝釋奠の始ハ　文武天皇大寶元年二月丁
己日初て行せ給ふ。其後　光仁天皇寶亀三年の比。右大臣吉備公釋奠
の具儀式普ゆ依て礼典器物等。厳重ゆ国色しるゆ。
本朝釋奠の式ハ享日未明ゆ刻ゆ郊社令其屬及び當司官卒て。先聖と
神座を廟室の内。中楹の間ゆ設く。先師顔子を首座ゆ。子騫ゆ

本朝釋奠先聖先師九哲圖

冉有 仲弓 冉伯牛 閔子騫	先師顏子	先聖文宣王
	季路 宰我 子貢 子游 子夏	

以下冉有ヤ仲弓ヤ伯牛ヤ閔子騫ヤ顏子ヤ季路ヤ宰我ヤ子貢ヤ子游ヤ子夏ヤ文宣王の東ヲ設ク西を上座とす。又季路ヨリ已下子夏ヤ文宣王ハ西ヲ設ク東ヲ上座とす。

図韓神内裏并ヲ鎮座ヲ春ヤ秋ヤ二の祭ヲ当ル。又ハ其日ヲ当ル三牲兎多ク止らしむ。五寸以上の鯉鮒五十雙を立てらるる。三牲其外魚ヤ肴ヤ六衛府ヨリ献ヲ進ム。陳設の品々執事の負担何ハも延喜式ヲ詳ス。

中華ヲ三牲と云ハ牛羊豕ナリ

本朝ヲハ如此晉用ひらる。又二仲の丁日ヲ

兎ナリ　三牲大鹿小鹿豕各加臓臨料

釋奠ハ禮記文王世子篇ヲ引ク。凡始之學者必釋奠于先聖先師註曰周公子也

○大学寮の四社ハ今三条の北神泉苑町の西ニ池ヲ掘り廣ク大樹ヲ植ヘ酒井矣ヲ賜て諸侯第ヲ移シ或日共に大学寮ヲ銘を鐫る石手水鉢ヲ造リ後世何ヘの移シ今ハ委ハ都名所圖會拾遺ヲ見へたり

○勸學院三条の北壬生通の西方ヲ町ナリ　初ハ藤左右衛門の舘舍ナリ。

一歌石学校ヲ藤原氏公卿此学問所ヲ。同氏の内雜官の人を

○別當ヲ今旧趾ハ四条大宮の西崔森ヲ云ふ後世

○奬學院勸學院の西ヘ方一町旧蹟詳ナラ境内ヲ春日社存在ス

行平卿上奏ヲ以テ造営ヲ。

ヲ学頭年舉ヲ

○弘文院勸學院の北ヘ方一町旧趾詳ナラ　此所ハ源氏公卿の學問所ナリ。在原氏長者公卿兼ニ雜別當ヲ。源氏長者公卿ハ和氣氏の学問所ナリ。初ハ和氣清麿

上奏ありて造立ありしと所

○淳和院 長斎條の西へ旧趾ハ今の西院辻春日殿へ初ハ大長上皇淳和帝離宮に宮のひて仙院に
ありを西院と号ス。或曰橘大后宮を立て所。其後源氏の学問所ゝ別當ありし

○學館院 長安三条の南大宮東方一町へ旧趾定あり。此所ハ橘氏の学問所へ初ハ嵯峨帝北
御后檀林皇后橘氏にて殊に秀才に備へ給へ。舍外の右大臣
氏公卿と相談へ給て此地を造立せり。かの郷右大臣ゝ當院ハ
別當に兼帶へ。橘氏長者と稱ス

○穀倉院 長安三條南朱雀西東西幾内共外諸國の銅錢無主の位職
田及び没官田太宰の稲等の諸庄物に納る所とあり。大同二年に
當院設置ス

○施藥院 洛陽九条坊門の南西洞院の東へ旧趾を施薬院森と云ふ。當院ハ藤原氏の祖先上奏
ありて諸國に薬園を設置。病者に收養。病者に薬を與へ給ふ。
又ハ孤獨者に所に於て保育ありし

○悲田院 鴨川の西北畔へ旧趾定あり。此所ハ施薬院の別所へ。延喜式曰京中路辺に
病者孤子ハ九箇の條令に仰て其見る所。遇へ所。便に隱ひ置ス
施薬院及び東西の悲田院に拾ひ養へ

○左京職 洛陽三条坊門南朱雀通の東にあり。方一町

○右京職 長安三条坊門南朱雀通の西にあり。方一町

職員令曰京師戸口の名籍。或ハ百姓に字養へ。所部に糾察へ。存
義を貢舉へ。田宅に雜徭へ。良賤の訴訟。市廛の度量。君廩に
租調。兵士の器仗。道橋の過所。蘭遺の雜物。僧尼の名籍等の事に

掌客職あり云云

○鴻臚館 朱雀の東七條坊門の南弘東洛脇館に 原氏の海抄曰遷都ハ
舍 朱雀の西七條坊門の南弘西洛脇館に
ちなん玄蕃寮に置。弘仁以來東鴻臚館を空海に賜ひて東寺
に。西洛臚館に守敏に賜ひて西寺に。其後ハ七條の北朱雀の東西に兩鴻
臚館を造立ハ云云 此所ハ異國より來朝の賓客に止宿せしめて
卿食應の官署あり。ちなん玄蕃寮と號し。司官に玄蕃頭を
號 唐名 脇寺 名義ハ中國及び新羅百濟高麗より來朝の旨趣に
天子へ奏する公廨あり。漢書曰四方蠻夷に掌客を大鴻臚をつかふ。
劉熙曰洛ハ大あり臚ハ陳へ。大に禮を以て賓客に陳せんと。一説
に洛ハ音あり。臚ハ洛の音なれ聲の出ル所の腸の上に如なれ

有るちなんを臚といふ。異國の通に故に互に聲を相作る事ハ
洛の臚より起るの通しなり。喻を以て付る名へ

朗詠集 於鴻臚館餞北客 後江相公

前途程遠馳思於鳳山之暮雲
後會期遥霑纓於鴻臚之曉淚

○四維城門 平安城外郭南面の正門あり。朱雀通 今千本通ト云 九條大路 今四塚ト云
礎石遺て所の民家の東頰の奥に今に至て ふかりし其南ハ往還道にして多羽の伝り居。久
我畷を經て山崎の関所に至る 山街道 今ふかり上鳥羽の端より西南に至るあり
俗に唐街道と云。久世橋向明神公御伊てちなん山崎に至る 足山陽南海西道
喉口へ。日本紀曰 天武天皇紀八年十一月 難波都築羅城云云 羅城云云
名ハ我ハ三代實録拾芥鈔に其説詳あり。ぶらくにあり。四維城とハ總曲輪の

號へ通鑑曰唐認宗紀不移時克羅城胡三省の註羅城とは外の大城へ
又唐書高祖本紀曰築京師羅郭起觀九門云云朝鮮訓蒙字會曰
稱外郭乎羅城又羅城を二の九〻譯と。外郭の番兵伐羅卒也り〻
羅絡の義なり〻也諸說也羅城の訳諦み〻〻京城總郭北
門也ノ京ノ事

京の名勝ノ事終